大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

衆議院議員の総選挙

一人もれなく名簿に登録を

投票日は5月22日

四月二十五日解散になった衆議院議員の総選挙は、**五月一日の公示で、五月二十二日**（木曜）が投票日と決定いたしましたが、この選挙における**補充選挙人名簿**の調製要領、**不在者投票の取扱**その他の事項は、次のとおりとなっておりますので、お知らせいたします。

補充選挙人名簿の調製

申請しなければ登録されない

補充選挙人名簿は、選挙が行われる際、基本選挙人名簿に資格があって登録もれとなった人や、その後新らしく登録資格を得た人などを登録するために調製する名簿です。

こんどの衆議院議員総選挙に際しての補充選挙人名簿は、次の要領で調製することになっておりますので、該当する人は、洩れなく申請期間中に登録申請をしてください。

なお補充選挙人名簿は登録申請をしないと、名簿に登録されないことになっておりますので、この点特にご注意ください。

申請しなければならない人

昭和三十三年五月二日現在で引続き三カ月以上（**昭和三十三年二月二日以前から**）大村市に住所を有している者で、満二十才以上の者（**昭和十三年五月三日までに生れた者**）で、昨年九月十五日現在調製の基本選挙人名簿および本年二月十五日現在調製の補充選挙人名簿（長崎県知事選挙の際調製）に登録資格がなかった者、および登録資格があって登録もれの者。

申請期間

昭和三十三年**五月三日から五月九日**までの**七日**間で、時間は午前八時三十分から午後五時まで（日曜、祝日を含む）

申請の方法

所定の登録申請書用紙により大村市選挙管理委員会事務局または関係出張所に申請すること。**申請書用紙は、選挙管理委員会事務局または各出張所**に備えつけてあります。

選挙人名簿を閲覧

3日から9日まで・確かめてください

選挙人名簿に登録されておらない人は、たとえ選挙権があっても投票することができません。

このようなことがないように補充名簿の登録申請期間中（**五月三日から五月九日まで**）**現在有効の選挙人名簿を皆様の閲覧に供しますので**、是非名簿登録の有無をお確めになってください。

なお、閲覧は、選挙管理委員会事務局または関係各出張所でできます。

不在者投票とは

選挙人が、投票日の当日次に掲げるような事由によって、自分で投票所に行って投票できない場合は、**あらかじめ投票**することができます

◎不在者投票のできる事由

①選挙人が、大村市外において職務又は業務に従事中であるとき。

②選挙人が、やむを得ない用務又は事故のため、大村市外に旅行中又は滞在中であるとき。

③選挙人が、病気、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため、歩行がいちじるしく困難であるとき。

この不在者投票を行う場合は

①不在者投票のできる期間
昭和三十三年**五月一日から五月二十一日まで**（日曜、祝日を含む）

②投票用紙等の請求及び投票時間
午前八時三十分から午後五時まで

③不在者投票用紙等の請求場所
大村市選挙管理委員会事務局（市役所正門前）

なおくわしいことは、選挙管理委員会事務局でお問合せください。

（市選挙管理委員会）

衆議院議員総選挙における不在者投票の取扱

投票の公正を期するため、証明書（一定様式）の提出など必要最少限度の手続がいりますが、それほど面倒なものではありません。

せっかく設けられた制度ですから、わからないところは選挙管理委員会事務局でおたずねの上、前に述べた事由に該当する場合は、十分活用して貴重な一票を正しく行使いたしましょう。

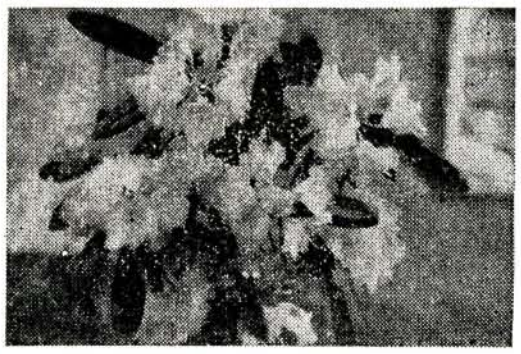

写真は天然記念物 多良岳の「しゃくなげ」

……五月のメモ……

1日木　衆議院議員選挙公示
2日金　モーターボート第一節（6日まで）
3日土　憲法記念日
5日月　子供の日
衆議院議員選挙立会演説会一班（竹松小学校午後二時）
10日土　モーターボート第二節（13日まで）
12日日　母の日、衆議院議員選挙立会演説会二班（中央公民館午後七時）
15日水　軽自動車税納期（31日まで）
18日日　衆議院議員立会演説会（二班竹松小学校午後二時、一班中央公民館午後七時）
21日水　モーターボート第三節（23日まで）
22日木　衆議院議員総選挙投票日

お米は現金で

お米屋が政府から米穀を購入する時は、現金買となりました。消費者の皆さんが掛買されると、その分だけはお米屋が負担しなければなりません。このようなことが多くなるとお米屋は営業困難となり、消費者の皆さんも迷惑いたします。消費者の皆さんも、お米屋も協力して、お互が迷惑しないよう、また迷惑を起さないようお米は現金で購入いたしましょう。（市民課）

◉第十回料理教室

五月十五日午後一時から中央公民館

◉子供の日大会

五月五日午後一時～四時長崎大学学芸学部児童文化班が中央公民館で開催、入場無料（中央公民館より）

農業特産品にお化粧

容器や包装の作品コンクール開く

胡瓜、トマト、豌豆、人参などは大村市の特産品として広く好評を博しておりますがこれらの販売に当っては大村市の特産品としてふさわしい理想的包装容器を使用し、販売価値の向上を計る必要があるので次のとおり大村農業特産品販売用容器作品コンクールを開催します。

皆さんでそれぞれの品種にふさわしい容器を考案し、多数出品してください。

△実施予定日　五月二十日頃

△実施場所　中央公民館

△出品容器　胡瓜、トマト、豌豆、南瓜、ナス、人参、イチゴ、果実類の各々を対象とした販売用容器に限るなお右容器は容量と作成に要する経費の概算説明書を添付のこと。

△出品物受付及び申込　五月十七日まで各農協へ

△出品者の範囲　市内居住者一般

△報償　出品者には粗品を贈呈する（農林課）

一戸に一人は社員に

赤十字運動にご協力を

五月一日から一カ月間世界の平和と人類幸福のため、またわたしたちの住む社会を明るくするために「赤十字運動」が行われます。

一戸に一人は赤十字社員（毎年百円以上納める方）、または賛助員（毎年三十円以上納める方）になっていただき、赤十字の崇高な事業にご協力ください。（日赤大村地区委員会）

生徒を募集

園藝高に青年学級

大村青年学級が次のとおり開設されますので、ふるって応募してください。

△開設場所　大村園芸高校

△開設期間　昭和三十三年五月十日～三十四年三月三十一日

△開設責任者　大村園芸高校長金森遠

△募集内容　生徒数　四十名（男・女、市内全域から募集）年令十五才～二十五才

△学歴　中学校卒業以上の者

△教科内容　職業科（農業）一八〇時間（学科九〇、実習九〇）一般教養三六時間計二一六時間

△講師　園芸高校教諭

△申込　五月九日まで市教委社会教育課へ（定員に達すれば〆切ることがある）

△教材、実習等に要する経費として月百円徴集（市教委）

小鳥飼育は許可を

愛鳥週間

10日～16日

メジロ、ウグイス、ヒバリ等の野鳥を飼育する者は、愛玩用、販売用を問わず、県知事の許可を受けなければ飼養し、販売することができません。

五月十日から十六日まで「愛鳥週間」が実施されますので無許可飼養者の一斉取締りが行われます。

未だ許可を受けていない人は林業改良指導員（森林組合内に駐在）または市農林課へ申し出て許可の手続を早く済ませてください。（農林課）

寝る前に火もと見まわりバケツに水

初夏の〝花き展と人形展〟

出品受付　5月15日まで

〝初夏の花き展〟および〝人形展〟を次のとおり開催いたしますので、ご希望の方は奮ってお申込みください。

△会称〝初夏の花き展〟〝人形展〟

△会期　五月十六日～十八日（三日間）

△会場　中央公民館

△出品条件　(1)一般市民（男女を問わず）。(2)自作品に限る。(3)出品点数は随意。(4)出品に要する費用は一切自弁のこと。(5)出品物は会期終了後三日以内に持ち帰りのこと。

△出品料　無料

△出品申込先　中央公民館

△受付期間　五月十二日～十五日

△主催　〝初夏の花き展〟（中央公民館、大村花き園芸同好会共催）〝人形展〟（中央公民館、大村市人形愛好会共催）（中央公民館）

海外移住者を募集

海外移住協会ではボリビア国サンファン植民地自営開拓者を募集しています。希望者は六月二十日まで申し込んでください。（農林課）

出生

（住民登ろく場所・世帯主氏名・続柄・出生者氏名・同出生年月日順）3月25日～4月4日

△重井田郷四二〇番地　永田ウメ　養子の長女　菊美　昭和33・3・22

△一ノ郷一七三番地　多久島虎七　三男　定　30

△古町住宅二三号　渡辺末男　二男　経寛　29

△小路口郷四九二番地　安達豊　未届妻の男　馬場幸弘　25

△武部郷一八〇六番地　吉川司馬蔵　三男の長女　勝子　4・1

△一ノ郷一二二番地　中島ハル子　長男の長男　宏之　3・30

△並松郷二一〇番地　鈴木貞男　二男　欣也　30

△（下波戸）五五三番地　猪爪武　二女　恵美子　4・1

△小路口郷四五〇番地の一　土肥正雄　二男　久徳　3

△（伊勢町）四八六番地　本川千代喜　長男の長女　直子　3

△宮代郷八九三番地　出口林太郎　二男の二男　和美　3

△田下郷一五四五番地　尾上伝　二男　夫士昌　3・31

△森園郷一六〇番地　富永延次郎　三男の長男　裕之　30

△竹松住宅五組一〇号　陳在文　三男　勇吉　28

△平小川郷一一一九番地　江嶋初好　二男　政二　4・2

△重井田郷五六八番地　蔭平正　五女　緑　2

△松山郷二六七番地　塩田久男　長女　恵子　6

死亡

（住民登録の場所・世帯主の氏名・続柄）3月25日～4月4日

▲弥勤寺郷七四八番地　清水五男　長女　得子　〇才　昭和33・4・4

▲古町六区七七四郷　中山又男　母ツイ　七四才　5

▲杭出津郷一一二五番地の二　浅田重市　六男　勝広　一五才　7

▲（伊勢町）五二五番地　野上秀雄　母　トミ　六一才　6

▲玖島郷一四一番地　神田マシ　本人　マシ　六十才　6

▲松山郷八五七番地　吉留勇　本人　勇　三三才　5

▲（水主町）七四四番地　中山逸郎　妻の祖母　和田ツタ　八三才　10

▲池田郷池田十区四六五号　柿本益雄　本人　益雄　四二才　10

▲（四浜町）五八〇番地　白丸喜六　本人　喜六　六十才　13

転出入（市内移動を含む）の場合は町務連絡員（町務代）を経由して市民課（出張所）へ届出てください。

自轉車の登録制度とは

5月 日から實施

一台残らず盗難防止

未登録車は売買入質ができない

本紙前号でお知らせしましたように、自転車の盗難、不正品の売買防止のため、自転車の登録が五月一日から市内一斉に行われます。登録の日程は別項のとおり各地区別に行われますので、現在自転車を所有している人はもれなく登録して事故防止に努めてください。

自転車登録制度の要領

登録を要する自転車

足踏式自転車および足踏式の原動機付自転車（足踏式で二十四インチ以下の自転車は除く）

登録方法

登録は各地区（三浦、鈴田大村、西大村、竹松、萱瀬福重、松原）防犯組合長へ登録申請をする。

登録票と登録証

申請すれば登録票甲を交付する。（登録票は甲、乙、丙に区分し、甲は本人、乙は警察署、丙は地区防犯組合が保管する）登録票甲の交付と同時に、登録証（従来の鑑札のようなもの）を自転車の後部泥除けに取付ける。

自転車の状態が変ったとき

登録した自転車の旧状がかわったり、目安となる特徴ができたようなときは、防犯組合の原簿を補正してもらうこと

売渡譲渡交換の場合

縣外への移動

登録した自転車を縣外の者に売渡、譲渡するときは、登録証と登録票（甲）を防犯組合長（警察署長）に返却すること。

同じ地区内の移動

相手の住所地が同じ地区内（西大村の人が西大村の人との間に行うとき）である場合は登録票（甲）の裏面に新しく所有者となった者の住所氏名を記入して、防犯組合長に届出て確認を受ければよい。

他地区への移動

新たに自転車の所有者となった者の住所が前の所有者と住居地を異にする場合（西大村の人が松原の者から買受または譲受けたようなとき）は、前の登録地（松原の地区防犯組合長）に登録証を返却し、登録票（甲）を添えて住居地の防犯組合長（西大村地区防犯組合長）に申請の上登録すること。

転居の場合

自転車を登録している人が他の地区に住所を移動する場合（三浦に住んでいた人が大村に住居を移転した場合）は、転出地の防犯組合長（三浦地区の防犯組合長）に登録証を返却し登録票（甲）を添えて転入地（大村地区防犯組合長）で登ろくすること。

入質の場合

入質するときは自転車とともに登録票甲を差出すこと

登録票甲を破損または紛失したときは地区防犯組合長または警察署長の証明書で登録票甲に代えることができる。

車検

登録車は毎年登録証と登録票を照合し異動事項を補正する。

再登録

登録証を破損または紛失したとき。

車体の修繕等で車体が一変したとき。は再登録すること。

手数料

一斉登録期間中	二十五円
随時登録	三十円
証明書	十円

（但し警察署長の奥書証明手数料は一枚三十円）

車検（検定証の交付を含む） 十円

以上のように今後自転車を質入、売渡、譲渡、交換する場合は、必らず登録票（甲）または防犯組合長の証明書がなければ処分することができませんので、登録票（甲）は大切に保管しておいてください。万一盗難にかかっても、車体番号、特徴などが登ろく票に記載され、警察にも台帳（乙票）があるので捜査が容易になります。

なお一斉登ろくが終った後はその地区内の自転車販売業者または単位防犯組合（町内）にこの事務を取扱わせることができますのでご承知ください。

自転車登録実施日程

△福重地区は四月三十日実施

△萱瀬小学校、五月一日、八時三十分～一時（荒瀬から宮代一円）

△萱瀬出張所、同、八時三十分～五時（田下一円）

△黒木小学校、同、二時～四時（黒木一円）

△玖島派出所、五月二日、八時三十分～十時（長店から本小路玖島町一円）、十時～正午（小姓小路、岩舟、東浦、前舟津、下久原、上久原）、一時～二時（後木場、向木場、松尾）

△警察署前広場、五月三日、八時三十分～十時（本町一丁目、旭町、八幡町、春日町、伊勢町、港町）十時～正午（本町二丁目、本町三丁目、上波戸、下波戸、札ノ町、下田町）正午～三時（東三城町、西三城町、萱瀬町、水主町）三時～五時（須田ノ木、上小路、池ノ坊）

△大村駅前広場、五月四日八時三十分～十時（栄町、田ノ平、武部、大佐古、小佐古、柴田）十時～正午（赤佐古、徳泉川内、荒平、水計、大多武開墾地一円）正午～六時（大村地区内の登録もれの者）

△諏訪公民館、五月五日、正午～二時（下諏訪、上諏訪諏訪住宅、池田郷、池田住宅、岳ノ下、坂口）二時～四時（山田、岳木場雄ケ原、小池田、峰ノ平）

△西大村出張所、五月五日、八時三十分～正午（乾馬場郷、古町、水田町、水田住宅）

△小曲派出所、五月六日、八時三十分～十時（松並町、東植松、西植松、古賀島町桜馬場）

△親和銀行西大村支店前広場五月六日十時～正午（昭和通、西小路、松山）正午～二時（新城、辻田町上杭出津、下杭出津、杭出津住宅）二時～六時（西大村地区内のもれた者）

△鈴田農協倉庫前、五月八日八時三十分～正午（岩松、陰平上、下）

△太神宮入口、同、正午～二時、内倉、古松、中里上、下）

△鈴田出張所、同、正午～四時（平小川内）

△竹松出張所、五月九日、八時三十分～一時（竹松本町原口一～四町内、鬼橋、堺町）、一時～三時（上小路口、下小路口、宮ノ原、今津郷）、三時～五時（黒丸郷、宮小路、竹松郷）

△松原出張所、五月十日、八時三十分～一時（一の郷、二の郷）、一時～四時（三の郷、四の郷、五の郷）

△三浦今村農協、五月十一日八時三十分～二時（溝陸、蓮蔵寺、水頭、硯出石）

△三浦舟津農協、五月十一日八時三十分～二時（釣ノ頭蔦川内、舟津、祝崎）

△三浦出張所、五月十一日、三時～五時（日泊、山境）

（大村警察署）

国民「かごから出るともどってこないのは困る」

宍戸左行

立会演説会のお知らせ

今度の衆議院議員総選挙において、大村市で開催される立会演説会の日程は、次のとおりです。

なお、この立会演説会は、班別編成により行われます。

第一班

五月五日 午後二時から
竹松小学校

五月十八日 午後七時から
中央公民館

第二班

五月十二日 午後七時から
中央公民館

五月十八日 午後二時から
竹松小学校

よく聞えるようにご協力ください

注 意

一、立会演説会は、候補者の政見を選挙人の皆さんにお知らせするために法律にもとずいて行われるものです

一、会場では、演説を妨害したり秩序をみだしたりすることなく、みんなが各候補者の政見をはっきりとききとることができるようにご協力をお願いします。

一、演説を妨害したり、会場の秩序をみだしたりしますと、会場から退去していただくことになっております

一、演説を妨害しますと、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処せられることがあります。

一、司会者の指示に、必らずしたがってください。

（大村市選挙管理委員会）

子供によい環境を

みんなの協力で健全に育てよう

兒童は 人として尊ばれる
兒童は 社会の一員として
重んぜられる
兒童は よい環境のなかで
育てられる（兒童憲章から）

五月一日から一カ月間「青少年保護育成運動」が、五月五日から十一日までの一週間は「児童の福祉を守る週間」が全国一斉に行われます。

国の将来が青少年にかかっていることは言うまでもなく、我が国では憲法の精神にもとずき、昭和二十六年五月五日児童憲章を定め、児童に対する正しい考えをしっかり立てて、すべての児童の幸福をはかることになっておりますが特に長崎県では昨年十月二十五日「長崎県児童保護育成条例」を定め、同十二月二十五日から施行しています。

この条例は全文十六条からなり児童（小学校就学期から十八才に達するまでの者）の心身の健全な発達に有害な影響を与えまたはそのおそれのある行為を防ぎ、児童の健全な育成をはかることを目的とし、みんなの児童が健やかに育つように保護し、善導することを定められておりますが、この条例のおもな内容は次のようになっています。

おもな内容

△**有害興行**（内容が児童の性的感情を刺激し、または粗暴性を助長する興行）

場所への入場禁止

△**廣告物に對する措置命令**

広告物の内容が著しく児童の性的感情を刺激し、また粗暴性を助長する広告物は知事が撤去を命することができ、命じられた広告主はその内容を変更するか、取り除かなければならない。

（命令に従わなかった場合は五万円以下の罰金または科料）

△**指定がん具類の販売等の禁止**

構造、機能が人体に危害をおよぼすおそれがあるがん具類については知事は有害がん具と指定し、これを販売するものは、児童へ販売してはいけない。（販売した者は五千円以下の罰金または科料）同時に保護者は右の指定がん具類を持たせてはならない。

△**物品質受及び古物買受等の禁止**

保護者は特別の理由がある場合を除き、質屋や古物商へ入質または売渡のために児童を出入りさせてはならない。質屋、古物商は児童から保護者の承諾のない品物を質にとったり、買受けてはならない。

△**古鉄金属類の買受等の禁止**

古鉄、金属類の買受、交換についても右に同じ。（違反の場合は一万円以下の罰金または科料）

△**深夜外出の制限**

午後十一時以後の児童の外出には成年者を同行させること。

△**場所の提供又はあっせんの禁止**

児童にいん行、わいせつまたは射幸的行為をさせるため、場所の提供やあっせんをしてはならない。（違反した場合は五万円以下の罰金または科料）

△以上のような行為のあった児童を発見したときは、児童相談所（福祉事務所、警察少年相談所）へ連絡しなければならない。

この条例に則り、悪い環境から子供たちを守り、子供たちが明るく健全に育つようにつとめましょう（福祉事務所）

発明実施化の試験費に

補助金を交付

科学技術庁では優秀な工業的発明を速やかに実施化して、国民経済の再建に貢献させるために、発明実施化試験費補助金および開放研究設備費補助金の交付を行いますので、該当の方は市商工水産課へご連絡ください。

△受付期間 五月二十日まで

△申請者の資格

①試験費補助金発明考案に係る特許権もしくは実用新案権（以下特許権等という）の所有者、登録された実施権者、特許若しくは実用新案登録の出願人又は特許権等の発生後直ちに権利の移転、若しくはその実施権の設定を受けるべき者であって、当該発明考案の見本の製作及びこれに関する試験研究を行うものとする。

②設備費補助金、開放研究設備を新設し又は増設しようとする者であって、その新設又は増設に必要な資金の調達が困難なものとする。

（商工水産課）

山林用苗木の養成者は届出を

山林用苗木を、自家用あるいは販売用として、養成している人は、五月十五日までに、林業改良指導員（森林組合内に駐在）または、市農林課へ届け出てください。

届け出てない苗木を植栽し、または購入して植栽しても、造林補助金が交付されませんからご注意ください。

（農林課）

赤ん坊大会

12日保健所で

西日本新聞主催第三十七回西日本赤ん坊大会が次のとおり行われます。

△期日 五月十二日午前九時

△場所 大村保健所

△該当児 昨年四月一日から本年三月三十一日までの出生児

△参加者は昼食持参のこと

（大村保健所）

農村工業指導所の講習生を募集

農林省では昭和三十三年度の農村工業指導所講習生を募集しています。

△講習開催地 山形県新庄市沼田六四 農林省農村工業指導所

△講習科目 農産加工科

△講習期日 六月一日～九月三十日（四カ月）

△応募資格 高等学校（旧制中学校）卒業程度の学歴がある者

ただし県知事の推薦があった場合は所定の学歴がない者でも認めることがある。

△願書〆切 昭和三十三年五月十日まで農林課へ願書を提出すること。（農林課）